

新

経費の種類	経費の区分	単価	員数
		イ. 略	
(2) 略			
(3) 略			
(4) 管理職員特別勤務手当		(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき <u>6,000.00</u> 円	勤務回数
(5) 略			
(6) 略			
(7) 略			

旧

経費の種類	経費の区分	単価	員数
		イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4.5 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×1.2	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき <u>4,000.00</u> 円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×1.2	0.0427
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	1.2
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	1.2

新

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(8) 略		
	(9) 略		
	(10) 略		
	(11) 略		
	(12) 略		
	(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.18172を乗じて得た額	1 2
	(14) 略		
管理費	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 2,460,500円	1
	(16) 略		
	(17) 略		

旧

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(8) 非常勤調理員 等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基 礎となった指導員及び 看護師数
	(11) 調理員等年休 代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基 礎となった調理員等
	(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17958を乗じて得た額	1 2
	(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	1 2
管理費	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 2,457,840円	1
	(16) 旅費	5,580円	(1) の給与の算定の基 礎となった職員のうち、 調理員等を除いた 職員数
	(17) 庁費	57,120円	同上

新

経費の種類	経費の区分	単価	員数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)処遇改善費		年額 5,690円	1
(26)苦情解決対策経費		年額 25,326円	

旧

経費の種類	経費の区分	単価	員数
(18)特別管理費		50人以下の施設 年額 842,100円	1
(19)職員研修費		51人以上の施設 年額 785,400円	1
(20)被服手当		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(21)職員健康管理費		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(22)各所修繕費		5,600円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(23)入所者保健衛生費		1㎡当たり 379円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨)
(24)業務省力化等勤務条件改善費		3,150円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の兼 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(25)処遇改善費		直接処遇職員 年額 299,985円	取扱定員
(26)苦情解決対策経費		調理員 年額 290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
		年額 5,600円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
		年額 27,216円	1

新

旧

略

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	1 2

小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が相当と認めた者とする。

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置されたものとする。

第4 対象人員

ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

第5 ファミリーホームの設備等

- (1) 児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。
- (2) 居間、食堂等児童が相互交流することができる場所を有するほか、ファミリーホームの設備全てが、児童の適切な養育に資するものであること。
- (3) 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有することとし、年齢に応じて男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職 員

- (1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者（養育者を補助する者）をもってその他の養育者に代えることができる。
- (2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。
- (3) 養育者は、以下の各号援助及び生活指導等を行う者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
 - ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者(※ ①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

第8 実施に当たっての留意事項

小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の26に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者、事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者へ委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる事業者へ委託するよう努めること。

- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。
- (4) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるように、養育者及び補助者を適切に配置すること。
- (6) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) 事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 事業者は、養育者に対し、児童に法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない旨、徹底すること。
- (10) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) 事業に運営に当たっては、児童の記録や事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。
また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。
- (12) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。